

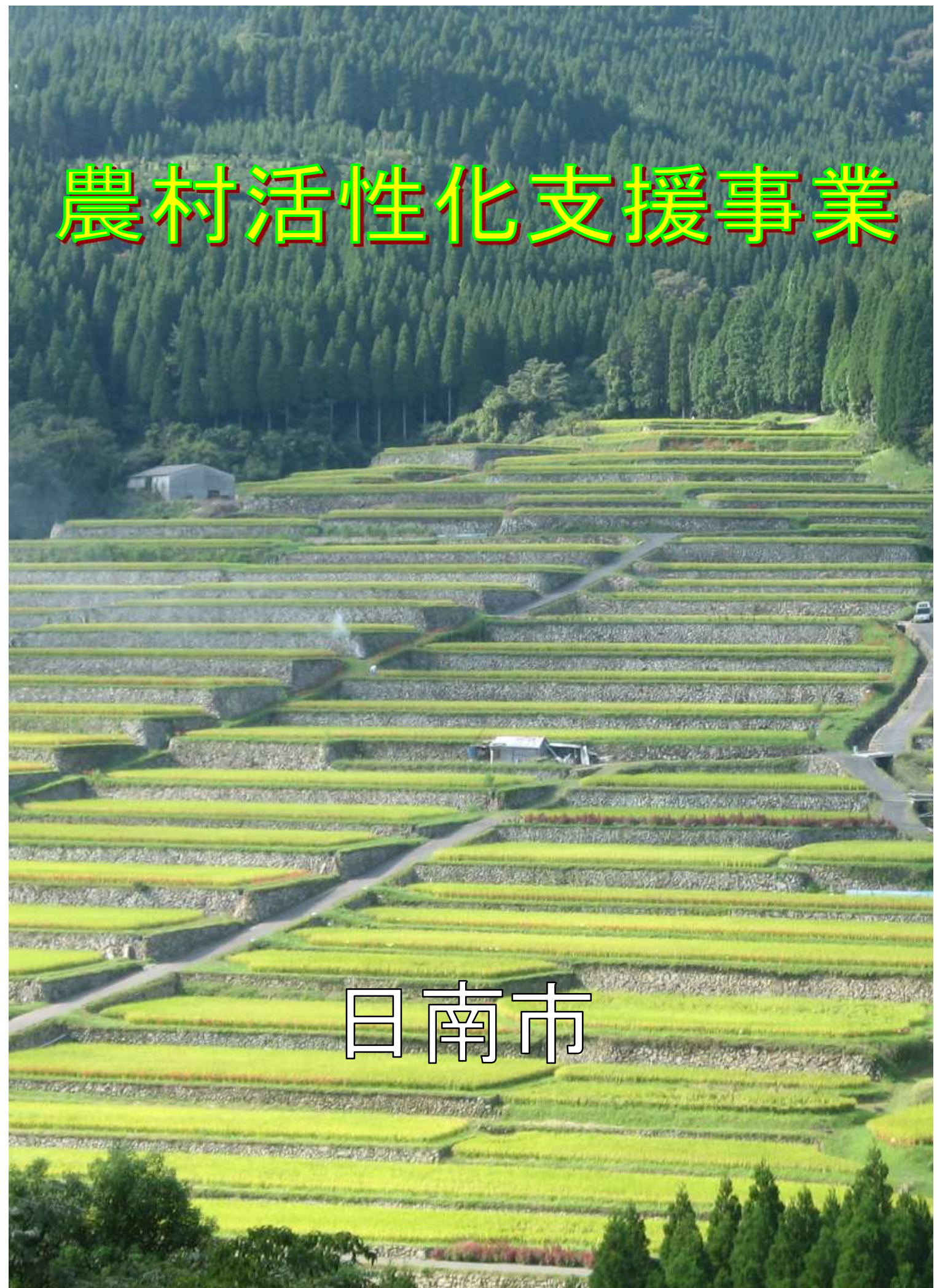


お問い合わせ先

日南市 農村整備課（本庁）

電話 0987 - 31 - 1136(直通)

農村活性化支援事業



日南市

事業の目的

農家のみなさまがお持ちの農地、管理されている用排水路及び農道といった土地改良施設は、農業生産に欠かせないものであり、市土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成など多様な公益的機能を持っています。

このような多目的な機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設が正常に機能していることが重要となります。

このようなことから、「農村活性化支援事業」により土地改良施設の保全や長寿命化を図る活動に対して支援するものです。

事業の内容

支援対象事業

事業の対象となる活動(以下「支援対象事業」)は、市民団体等が自主的に行う農業農村整備事業とし、次に掲げる事業とします。

- 1 事業にかかる労務は、各市民団体等によるものとし、対価として報酬等を受けるものでないこと。(例 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度での労務支出は認めない。)
- 2 計画性のあるもので、以下に該当するものであること。
 - 1) 農道に関すること。
 - 農道における砂利道の整備
 - 農道におけるコンクリート及びアスファルト舗装
 - 2) 水路に関すること。
 - 農業用排水路における改修及び破損箇所等の補修
 - 3) その他
 - 耕作に必要と認められる施設の改修・補修

支援対象者

支援対象者は、次の各号に該当する農業農村整備事業を行う個人及び団体とします。

- 1 市内在住及び活動の拠点が市内である個人。(ただし、3人以上が賛同して行うこと。)
- 2 市内在住及び活動の拠点が市内である団体。

支援対象経費等

支援の対象となる経費は、上記「支援対象事業」に要する経費とし、1事業につき、原材料費及び重機その他の機械借上料で、単年度に30万円分を限度とします。

事業実施後の施設管理

事業を実施した土地改良施設については、「施設維持管理協定書」を日南市と事業実施者において締結し、適正な維持管理を事業実施者において、行うものとします。

事業の流れ

1 事業計画申請書(様式第1号)の提出。 4月～6月に受付



2 申請箇所の審査、事業実施箇所の決定。 7月～9月に決定



3 事業の実施が決定した団体等に、事業計画承認書を通知。 9月末ごろ



4 事業の実施。 9月～1月の予定



5 完成届けの提出。 11月～2月の予定



6 施設維持管理協定の締結。 11月～2月の予定



7 事業の完了。 12月～2月の予定

施工例

農道



コンクリート打設状況(コンクリート舗装)

水路



コンクリート二次製品水路の布設状況